



山形県公報

平成20年10月14日(火)

号 外(42)

目 次

条 例

公益法人等への職員等の派遣等に関する条例の一部を改正する条例.....(人 事 課)... 3
 山形県手数料条例の一部を改正する条例.....(財 政 課)...同
 特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例.....(県民文化課)... 4
 山形県公立大学法人評価委員会条例.....(学術振興課)...同
 山形県立自然公園条例の一部を改正する条例.....(みどり自然課)... 5
 山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例.....(管 理 課)...同
 山形県景観条例の一部を改正する条例.....(同)... 6
 山形県空港管理条例の一部を改正する条例.....(交通政策課)...同

この号で公布された条例のあらまし

公益法人等への職員等の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第45号) (人事課)

- 1 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成20年12月1日から施行することとした。

山形県手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第46号) (財政課)

- 1 保健師助産師看護師法の規定に基づく准看護師再教育研修の実施等の事務につき手数料を徴収することとした。(第2条第1項第146号の2～第146号の5関係)
- 2 免許証交付手数料、免許証再交付手数料及び免許証更新手数料の額を改定することとした。(第2条第2項第3号～第5号関係)

- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の改正は、平成21年1月4日から施行することとした。

特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例 (県条例第47号) (県民文化課)

- 1 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成20年12月1日から施行することとした。

山形県公立大学法人評価委員会条例 (県条例第48号) (学術振興課)

- 1 県が設立する公立大学法人の業務の実績に関する評価等を行わせるため、地方独立行政法人法第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会として、山形県公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)を置くこととした。(第1条関係)
- 2 委員会は、委員10人以内で組織することとした。(第2条関係)
- 3 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命することとし、その任期は2年とすることとした。(第3条第1項及び第2項関係)

山形県立自然公園条例の一部を改正する条例 (県条例第49号) (みどり自然課)

1 一般社団法人及び一般財団法人を公園管理団体として指定することができることとした。

2 この条例は、平成20年12月1日から施行することとした。

山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例（県条例第50号）（管理課）

1 法人税法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成20年12月1日から施行することとした。

山形県景観条例の一部を改正する条例（県条例第51号）（管理課）

1 一般社団法人及び一般財団法人が眺望景観資産の指定の提案をすることができることとした。

2 この条例は、平成20年12月1日から施行することとした。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例（県条例第52号）（交通政策課）

航空法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

条 例

公益法人等への職員等の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第45号

公益法人等への職員等の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員等の派遣等に関する条例（平成13年12月県条例第57号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例

第1条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「基づき、公益法人等」を「基づき、公益的法人等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

（山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正）

2 山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年12月県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「公益法人等への職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例」に改める。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第46号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第146号中「（同法第60条第1項において準用する場合を含む。）」を削り、同号の次に次の4号を加える。

(146)の2	保健師助産師看護師法第15条の2第2項	准看護師再教育研修手	保健師助産師看護
	の規定に基づく准看護師再教育研修の実施	数料	師法第14条第2項
			第1号に掲げる処
			分を受けた者に対
			するものにおいて
			は45,000円、その
			他の者に対するも
			のにおいて
			は
			90,000円

(146)の3	保健師助産師看護師法第15条の2第4項	准看護師再教育研修	5,600円
	の規定に基づく准看護師再教育研修を修了した旨	了登録申請手数料	
	の登録の申請に対する審査		

(146)の4 保健師助産師看護師法第15条の2第5項 准看護師再教育研修修 3,400円
の規定に基づく准看護師の再教育研修修了登録証 了登録証書換え交付手
の書換え交付 数料

(146)の5 保健師助産師看護師法第15条の2第5項 准看護師再教育研修修 4,100円
の規定に基づく准看護師の再教育研修修了登録証 了登録証再交付手数料
の再交付

第2条第1項第147号中「（同法第60条第1項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第148号中「（これらの規定を同法第60条第1項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第2項第3号の表イの項金額の欄中「1,650円」を「2,100円」に改め、同条第2項第4号の表イの

項中 「3,200円」を「3,650円」に改め、同条第2項第5号中「2,100円」を「2,550円」に改める。

第3条第15項中「第15条の17第1項」を「第15条の6第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第15項の改正規定は平成20年11月28日から、第2条第2項の改正規定は平成21年1月4日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第47号

特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例

（特定非営利活動促進法施行条例の一部改正）

第1条 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年6月県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「第40条において準用する民法（明治29年法律第89号）第77条第2項」を「第31条の8」に改め、「登記の」を削り、同項第5号中「第40条において準用する民法第83条」を「第32条の3」に改める。

（山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第2条 山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第34項事務の欄第13号中「第40条第1項において準用する民法（明治29年法律第89号）第77条第2項」を「第31条の8」に改め、「氏名及び住所の」を削り、同欄第14号中「第40条第1項において準用する民法第83条」を「第32条の3」に改める。

附 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

山形県公立大学法人評価委員会条例をここに公布する。

平成20年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第48号

山形県公立大学法人評価委員会条例

（設置）

第1条 県が設立する公立大学法人の業務の実績に関する評価等を行わせるため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会として、山形県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

（委員）

第3条 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、規則で定めるところにより処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第49号

山形県立自然公園条例の一部を改正する条例

山形県立自然公園条例（昭和33年7月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第20条中「目的として設立された民法（明治29年法律第89号）第34条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

附 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第50号

山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表第1第1号の表」を「別表第1」に改める。

附 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

山形県景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第51号

山形県景観条例の一部を改正する条例

山形県景観条例（平成19年12月県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第27条中「目的として設立された」を「目的とする」に、「民法（明治29年法律第89号）第34条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

附 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月14日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第52号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例（昭和39年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第1項第3号中「第2条第17項」を「第2条第18項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。